

(様式第1号)

がっこう　りょうひょう
学校プール利用票(プールカード)

表

[illegible]

プール使用のきまり

裏

1. 次の様な人は、プールに入ってはいけません。 ・ 耳、目、伝染性の病気、病気をしたすぐあとの人、ケガをして、治っていない人 ・ その他、お医者さんに水泳を止められている人
2. 学校へ来るまで ・ 爪を切っておくこと ・ お金や時計など「貴重品」は持ってこない ・ 熱中症対策として、飲み物を必ず持ってくる
3. プールへ入るまで ・ 決められた場所で着替えること ・ 疾病等の二次感染を防ぐため、各自でナイロン袋を用意し、衣類を入れること ・ トイレを済ませておくこと ・ プールの中には何も持ち込まないこと ・ 準備体操はしっかりすること ・ 体や頭をしっかりとシャワーで洗うこと
4. プールに入る時(入っている時) ・ 「心臓」に遠いところから水をかけること ・ 飛び込みをしないこと ・ プールサイドを走ったり、ふざけたりしないこと ・ 帽子を必ずかぶること ・ 監視員さんの合図や注意をよく聞くこと
6. プールから出る時(出た時)は ・ 目をよく洗い、シャワーで体をよく洗うこと ・ タオルで体、頭をよくふくこと ・ 忘れ物をしないように注意をすること (持ちものには必ず名前を書いておくこと) ・ 利用票を必ずもらって帰ること

◎保護者の皆様へ

- ・ 利用票は厚紙に貼り、子どもの様子をチェックし、○を付けてください。
- ・ 必ず保護者印を押し、子どもに利用票を持たせてください。
- ・ 道中は、保護者が付き添うか、友達と行動するようにし、単独行動をしないよう指導してください。

※ 安全には十分配慮しますが、万一の事故については責任を負いかねますので、ご了承ください。